

Cebu International Academy

規定書

第1条 (目的)

この規定はCebu International Academy(以下“CIA”)校則として、本学CIAで英語語学研修を行う学生(以下“CIA学生”)が遵守すべき諸事項を規定することによりCIA学生の安全と研修の成功を目的とする。

第2条 (遵守義務)

- CIA学生は、CIAによって定められたすべての規律を遵守しなければならない。
- CIA学生は、学内掲示板にて発表された内容と記事を各自必ず確認し、それに伴う事項を遵守しなければならない。
- CIA学生は、CIA職員の指示に従わなければならない。指示に反したり、学習の意志がないと判断された場合、CIAは警告措置又は無返金退学措置をとることがある。
- CIA学生は、学校で行われる正規授業とアクティビティ(単語テスト、スピーチコンテスト、卒業テスト、4週間に一度行われるプログレテスト)には、必ず参加しなければならない。

第3条 (改正)

本校CIAは各コースの開講日、カリキュラムは、必要に応じて予告なく改正することができる。

第4条 (門限)

CIA学生は、本校CIAによって定められた以下の門限時間を遵守しなければならない。

備考	区分	門限時間	
翌日授業がある場合	平日(日～木)	22:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止
翌日授業がない場合	週末(金～土)	00:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止
翌日授業がある場合	フィリピン祝日	22:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止
翌日授業がない場合	フィリピン祝日	00:00	門限を破った場合は翌週末外出禁止

※翌週が退寮の週の場合、月曜日から金曜日外出禁止

第5条 (正門の出入り)

- CIA学生は、門限以降は一切の外出ができない。
- CIA学生は、平日(月～金)の授業時間中の外出はできない。

第6条 (祝日と休日)

本校CIAは、フィリピンの祝日や通常の休日、また天災地変などにより休校・休講となった場合、それによる補講や返金を一切行わない。

第7条 (外泊と外出)

本校CIAは、CIA学生の安全確保のために無断外泊、夜間の無断外出を禁止する。

- 性別に関わらず他の学生の部屋に宿泊した場合は、CIA規則に従い、警告・退学の措置を取ることがある。
- 平日の旅行は不可とする。但し、下記の事項にのみ許可する。
 - 家族・知人が訪問する場合(フィリピン人の知人は不可。事前にオフィスに報告する必要あり。航空券のコピー要提出)
 - 航空券をあらかじめ予約してある場合 (航空券を使つての旅行のみ許可。航空券のコピー要提出)

※但し、旅行による長期欠席は出席率に含まれるので注意すること。

第8条 (外泊届と旅行計画書)

CIA学生は、以下の外泊届と旅行計画書の提出を遵守しなければならない。

- 特別な事情で外泊を必要とする場合は、事前にオフィスに外泊届を提出し、許可を得なくてはならない。
外泊届は翌日授業がない場合(休日)のみ可能。
- 外泊届の作成なしに無断外泊した場合、罰点が付与され掲示板に写真と共に公示される。
- 旅行計画書は事前にオフィスに旅行計画書を提出して許可を得なければならない。週末を利用した旅行を対象とする。
- (家族・知人の訪問の場合は事前にマネージャーに相談すること)
- 日帰りの旅行でも、6時以前に出発が必要な際は届け出を必須とする。(ツアー申し込み必須)
- 外泊届、旅行計画書を提出せずに外泊、旅行をした場合、いかなる理由であっても無断外泊とみなし、それに伴う警告措置を取るものとする。

第9条 (保険)

CIAの学生は、日本で事前に保険(留学生保険、旅行保険)に加入するものとし、学生個人での外出や旅行時に発生する事故や怪我については、本校CIA側では一切責任を負わない。

従って、本校CIA側で責任を負う義務はなく、学生個人が直接加入する保険の補償限度内でのみ補償を受けるものとする。保険未加入の責任も学生本人にあるものとする。また、本校CIA主催の団体の活動の場合でも、指示に従わずCIAの学生個人の行動で発生した事故については責任を負わない。許可された夜間外出や外泊の場合と同様に、外部で起こった事故も同様にCIA学生本人に責任があるものとする。

研修期間を延長した場合は、CIA学生本人の責任で保険を必ず延長しなければならない。延長期間の事故等に対する責任は、上記の内容と同一とする。

第10条 (スケジュール)

CIA学生は平日(月～金)には、下記スケジュールに従って行動しなければならない。

〈月～木曜日〉 45分授業		〈金曜日〉 40分授業	
時間	日程	時間	日程
06:40 - 08:00	朝食	06:40 - 08:00	朝食
07:20 - 07:50	単語テスト	08:00 - 08:40	1限目
08:00 - 08:45	1限目	08:45 - 09:25	2限目
08:50 - 09:35	2限目	09:30 - 10:10	3限目
09:40 - 10:25	3限目	10:15 - 10:55	4限目
10:30 - 11:15	4限目	11:00 - 11:40	5限目
11:20 - 12:05	5限目	11:45 - 12:25	6限目
12:05 - 13:05	昼食	12:25 - 13:30	昼食
13:05 - 13:50	6限目	13:30 - 14:10	7限目
13:55 - 14:40	7限目	14:15 - 14:55	8限目
14:45 - 15:30	8限目	15:00 - 15:40	9限目
15:35 - 16:20	9限目	15:45 - 16:25	10限目
16:25 - 17:10	10限目	16:30 - 17:10	11限目
17:15 - 18:00	11限目	17:15 - 18:00	スピーチコンテスト
18:05 - 19:00	夕食	18:00 - 19:00	夕食
18:00 - 22:00	門限 / 消灯	18:00 - 24:00	門限 / 消灯

※上記スケジュールは現地の事情により変更する場合がございます。

【朝の単語テスト】

ESLコース: 不参加または3点以下の場合、その当日の外出が不可となる。

月～木のテストスコアの合計が40点中24点未満の場合、その翌週末(土、日)に外出が制限される。

TOEIC/IELTSコース:

不参加または10点中7点未満の場合、当日の外出が不可。

月～木のテストスコアの合計が26点未満の場合、その翌週末(土、日)に外出が制限される。

*外出制限の該当週に退寮予定の場合は、平日(月～金すべて)の外出が制限される。

第11条 (講師の欠席)

1:1クラスの講師が欠席した場合、その授業について本学CIAはCIA学生に代替講師もしくは補習授業を割り当てることができる。グループ授業は自習への振り替えとなる。但し、CIA学生本人の都合で欠席した場合には、CIAは補習授業を提供しない。

第12条 (出欠状況管理)

本校CIAは、以下の事項によりCIA学生の出欠を管理する。

- 授業開始ベルが鳴った後、5分以降は欠席とみなす。
- 病気による病院の外来診療と入院の場合、事前にマネージャーへ報告することで欠席扱いにはならない。
- 具合が悪く授業に出席できない場合、昼食を基準に午前全欠席、午後全欠席、全日全欠席の3つの中から選択できる。オフィス前に置く欠席届 (Absent Form) に記入した学生のみ無断欠席としてカウントしない。それ以外は、無断欠席とする。また、欠席届への申請は月曜日から金曜日は、午前は午前7時20分から午前7時50分。月曜日から木曜日は、午後は正午12時05分から午後12時55分までとする。金曜日は、午後は正午12時30分から午後13時20分までとする。それ以外の時間帯での申請は認めない。
- 欠席届の申請は、1週間に2回まで申請可能。それ以降は、医師による診断書が必要。診断書を提出できない場合は、3回目以降は無断欠席とする。
- 欠席届の提出なしに授業を欠席した場合は、無断欠席とみなされ、それに伴う措置がとられる。
- 無断欠席が週に6コマ以上の場合、翌週末(土曜、日曜)外出が制限される。
*外出制限の該当週に退寮予定の場合は、平日(月～金すべて)の外出が制限される。
- 欠席による出席率が90%未満の場合は、本学CIAの修了証を受け取ることができない。

第13条 (外出旅行制限)

平日や週末の外出や旅行は1週間(毎週月～金曜日)の学生の授業出席率や罰点の現状に応じて以下のように制限される。

(週末の外出制限及び旅行制限)

- ★1週間罰点10点以上付与された者
- ★1週間の授業欠席6コマ以上の者
- ★デイリーテストのウィークリースコアが基準点に満たなかった者

(平日外出制限)

- ★デイリーテスト不参加もしくは3点の者。(TOEIC/IELTSコースの場合はデイリースコアに達しない場合、当日外出不可)
- ★退寮予定の前の週に罰点10点以上、もしくはウィークリースコアに達しなかった者。月曜日から金曜日まで外出禁止。

上記の中で(★)が1つでも該当する学生は外出、外泊、旅行が制限される。平日外出が制限される学生のリストは毎日学校内の掲示板に公示され、週末外出/外泊や旅行が制限される学生は、毎週火曜日に公示される。これらの制限を破り、学校の外へ出た場合は更に罰点が付与される。(別途、個人カウンセリングも実施)

外泊申請、旅行申請は毎週月～金曜日のオフィス業務時間内午後5時まで申請可能です。旅行から戻った後は、オフィス業務時間内に旅行書類証明(旅行写真や領収書など)を提出しなければならない。

第14条 (静粛時間)

11:00 PMから翌日6:00 AMまでは就寝時間とし、他の学生の就寝を妨げるような行為やCIA内で騒いだり迷惑を与えた場合には警告を与えるものとする。

第15条 (寮内禁止事項)

CIA学生は寮内禁止事項の違反、場合によっては警告の累積とは関係なく退学措置がとられる。

- 他の部屋への出入り
- アルコール類の持込みと飲酒、賭博をする行為
- 寮の部屋を無断で改造する行為
- 寮に危険物を持ち込んだ場合
- 寮の建物や施設、設備に損傷を与えた場合
- 他の学生に迷惑や被害を及ぼす行為
- 薬物などの違法行為を行った場合
- 食堂と売店の食器・食べ物を寮内部へ持ち込む行為
- 寮で政治、集会、宗教活動をする行為
- 寮でペットを飼育する行為
- 寮で商取引をする行為
- 頻繁な欠席又は授業を妨げる行為

第16条 (警告と減点制度)

CIAは学業向上の雰囲気作りや学生の安全を確保し事故等を未然に防止するために、本学CIAの規定に沿って違反による罰点を与える場合がある。定められた校則を破ったり、授業の無断欠席、無断外泊、門限違反、学生立ち入り禁止区域への立ち入り、不良態度などの理由により、本学CIAは、当該学生に警告または退学措置をとることができる。罰点が規定を超えた場合は退学措置をとる。

また、場合によっては学生の警告内容等をエージェントや家族へ通知することができる。その際に、学生が集会を開いたり、客観的な事実に基づかない学校中傷、学生を扇動して学校側が被害を受けた場合、本校CIAは当該学生を退学させることができ、一切の払い戻しも行わない。また場合によっては法的被害補償に関する訴訟をとることができる。

すべての事項は、本校CIAの校則によるものとし、すべての法的問題との訴訟は、本校CIA側が指定権限を有する。

違反内容	罰点	違反内容	罰点
暴力行為	退学	器物損壊(実費弁償)	10
異性同士の同宿	退学	プール周辺での危険行為	10
他のお部屋の出入り	退学	アルコールの搬入を試みる行為	5
飲酒行為/寮内での喫煙行為	10	消灯時間後の校内徘徊	5
門限違反 /無断外泊	10	スタッフの指示不履行	5-10
塀を越える行為 / 無断外出	10	ダイニング食器類の持ち出し	5
校内での迷惑行為(不適切行為)	10	22時以降のプールの利用	5

罰点は本校CIAの規定に違反したCIA学生に対し付与され、内容に応じて5～10点の罰点に分けられる。罰点を受けられる限度は留学期間によって異なり、限度を超えた場合は退学となる。以下が留学期間に応じた罰点の限度である。

(4週15点 例:8週登録学生30点(2×15点)、12週研修学生45点(3×15点)となる)

退学基準罰点の50%に達した場合、本校CIAの修了証が発行されず、70%に達した場合は、当該学生に対して警告措置をとる。その他の場合にも、本学CIAは罰点を付与することができる。また、本校CIAの規定に該当しない行為でも、フィリピンの法律に違反したり、一般常識から外れた行為については、CIAゼネラルマネージャーの判断の下、退学措置を下すことができる。

第17条 (部屋のチェック)

- 本学CIAは、規定違反、並びに点検する必要があると判断した場合は、寮の部屋(ホテル寮も含む)の点検を行うことができる。
- 本学CIAは、学生の生活状況などを把握するために寮の部屋のチェックを行うことができ、学生不在時であっても学生の許可なしに部屋に立ち入ることができる。

第18条 (寮の清掃)

寮の掃除は、各部屋ごとに週2回実施され、またベッドリネン交換2週間に1回実施される。

その他お部屋の不備に関してはCROへリクエストし、早急に対応する。

学生不在時に清掃を行うため、個人の現金や貴重品等はクローゼット、または各個人のスーツケースに鍵をかけ保管し、自己管理するものとし、盗難・紛失についてはCIAは一切責任を負わない。また上記トラブルを防ぐため、CIAは学生の机やクローゼット内部等の清掃を行わないものとする。内部寮で使用するクローゼットの電池は学生負担とする。

第19条 (ランドリー)

洗濯は週2回出すことができる。洗濯を預ける際には、洗濯数量と状態をランドリースタッフと共に確認した後、専用の用紙に署名する。(例: タオル-5枚/ズボン-2着/ Tシャツ-4着) 2日後にランドリースタッフから受け取り可能。洗濯を受け取る場合にも必ず数量および本人所有の洗濯であることを確認した後、再度同じ専用の用紙の受け取り欄に署名しなければならない。必ず本人が受け取り署名を行うものとする。

また下着に関しては、学生各自で洗濯する。ランドリーに提出することができない。

フィリピンでの洗濯は手洗いであり、洗剤の質も良くないため、洗濯物の変色したり色落ちする場合があります。高価な服や傷みやすい服は各自手洗いすること。本学CIAは変色、色落ちの場合は程度に応じて限度内で補償し、洗濯物を紛失した場合にも区分に応じて限度内で補償するものとする。

また学校外部の民間のランドリーショップ等を利用する場合は、CIAは一切責任を負わない。

第20条 (寮の保証金)

CIA学生は入学時にデポジット2,500ペソを本校CIAに納付しなければならない。学生の研修期間が終了する際にはオフィスで学生本人に返金する。また研修期間中に学校の公共物や寮の備品等を破損した場合には保証金から該当金額が差し引かれ、研修期間終了時に、残りの金額の払い戻しを受けることができる。

破損物発見時に破損させた者を見つけられない場合は、部屋を使用している学生の全体責任となり、共同で負担しなければならない。

第21条 (電気料金)

部屋タイプを問わず月4週単位で2,000ペソを入学時に納付しなければならない。電気使用量は、毎日本校CIA側で確認し、支払った電気代分の電気使用料を超えた場合は、退室時に超過料金を追加納付しなければならない。

オリエンテーション時に納付する費用は下表のとおりです。

内 容		納付額	説明
SSP (Special Study Permit)		7,000ペソ	フィリピン政府が発行する特別就学許可書
SSP E card		4,000ペソ	特別就学許可書の登録証
I-CARD		4,000ペソ	59日以上フィリピンに滞在する全ての外国人 ※基本的に語学学校の学生はSSPを取得するので必然的にACR-Iカード取得が必要になります。
滞在期間 と ビザ費用	1-4週	0	料金は滞在期間によって変動し、原則、延長申請に関しては学校が代行いたします。
	5-8週	4,130ペソ	
	9-12週	9,540ペソ	
	13-16週	13,080ペソ	
	17-20週	16,620ペソ	
	21-24週	20,160ペソ	
寮の保証金		2,500ペソ	寮の退去時、異常がない場合は返金されます。
ピックアップ費用		1,000ペソ	フィリピン到着後、空港から学校までの送迎
電気代		2,000ペソ/4週間	超過した金額は、退室時に請求いたします。
水道代		1,000ペソ/4週間	
証明写真		200ペソ	オリエンテーション後に撮影
管理費		3,000ペソ/4週間	1人当たり1週間につき750ペソ
教材費		2,000ペソ	ESLコース/Businessコース:9冊、 IELTSコース:8冊、TOEICコース:7冊

第22条 (部屋の割り当て)

本校CIAは部屋の割り当てに関するすべての権限を持っており、学生は寮の部屋を任意に変更することはできない。

第23条 (火災防止)

CIA学生は、火災防止のために、学校や寮などすべての場所においてガスバーナー、ろうそく、マッチなどの火災の原因となるすべての物品の使用を禁止する。喫煙は指定の場所以外は厳禁。発見された場合、ただちに回収され、場合によっては警告措置をとる。

第24条 (修了証)

CIA学生は最低出席日数(全留学期間の90%以上)を満たし、尚且つ、ペナルティが規定範囲内で留学期間を終えた場合にのみオフィスにて修了証を受け取ることができる。しかし下記に該当する場合は修了証の発行は行わない。

- 出席日数が90%未満の場合
- 退学基準罰点の50%に達した場合
- プログレステスト、卒業試験、スピーチコンテストに参加しなかった場合
- CIAゼネラルマネージャー判断の下、修了証の発行が不可能な場合

※留学期間4週未満のCIA学生はスピーチコンテストの参加免除

第25条 (払い戻し)

留学開始後に留学期間を短縮する場合は、払い戻しを受けることが可能だが、本学CIAのエージェントと相談し書面にて返金申請をしなければならない。CIAは払い戻し申請書の作成後に学生本人と面談を行い、担当エージェントに通知した後、エージェントから20日以内に返金が行われることとする。本校CIA側は、担当エージェントに学生の払い戻し相談や結果を通知し、その後はエージェントが払い戻しに関するすべての責任を負うものとする。授業料の返金に関する規定は下記の条件に従う。

残りの期間を算定し、4週間単位での払い戻しが可能であり、それ以外の残期間分は、払い戻しの対象とはならない。また、CIAの規則に違反し退学となった場合には、払い戻しは一切行わない。出国3日前を過ぎてからキャンセルした場合は、出国後と全く同じ規定が適用となる。。

区分	要求時点	払戻金額
キャンセル (出国前)	4週間前まで	入学金を除いた残余学費
	2週間前まで	2週間分の寮費を除いた残余学費
	1週間前まで	4週間分の寮費を除いた残余学費
	3日前まで	4週間分の学費と寮費を除いた残余学費
キャンセル (出国後) ※4週単位	総コース期間25%以内	残りの授業料と寮費の70%
	総コース期間50%以内	残りの授業料と寮費の50%
	総コース期間75%以内	残りの授業料と寮費の30%
延長	授業開始日の4週間前	4週間分の授業料と寮費の50%を除いた残りの金額
	授業開始日の2週間前	4週間分の授業料と寮費を除いた残りの金額

第26条 (延長)

本校CIAでは、コース延長は学校の担当スタッフに相談し、延長費用を納付すれば可能である。コースの延長は1週単位より可能で、延長分の費用は担当エージェントを通してコース開始日2週間前までに納付しなければならない。そうしない場合、既存の講師や授業が変わったり、部屋が確保できないなどの理由から延長ができないことがある。現地費用に関しては、別途現地にて支払いが必要である。また、支払い前に航空券の日付変更と旅行保険の延長はCIA学生本人が直接行い、それに伴って生じた問題に関しては、学生本人に責任があるものとする。

第27条 (退寮)

退寮する場合は、登録されている退寮日の正午12:00までにチェックアウトしなければならない。事前にオフィスへ相談していない場合は延泊することはできない。延泊される場合は、1日あたり定められた延泊費用がかかる。

(プレミアム1人部屋2,500ペソ/スタンダード1人部屋2,500ペソ/2人部屋2,000ペソ/3人部屋1,500ペソ/4人部屋1,000ペソ)

指定された退寮時間までに部屋から全ての荷物を出し、それ以降は部屋は一切使うことができない。退寮日の前日(週末退寮の場合は金曜日)の午後5時までにはルームチェックをスタッフと共にに行わなければならない。備品紛失や器物破損が発見された場合は、保証金から差し引かれる。個人の事情により、フィリピンにて追加滞在する場合には、学生本人の責任でパスポート管理やビザの延長を行うものとし、外部の滞在先で起こった事故や事件などは、本学CIA側には一切の責任はなく、学生本人に問題解決と出国の義務がある。

第28条 (空港への送迎)

航空機のセブ到着時刻を基準に、土曜日午後3時から月曜日午前2時の間であれば、空港へのピックアップは1,000ペソで提供し、それ以外の時間帯はピックアップ費用1,500ペソを現地到着後に納付しなければならない。退寮後の空港へ向かう際の送迎は本学CIA側では行わず、学生個人の責任の下で空港まで向かう。またそれに伴って発生した遅延や乗り遅れなどの問題発生時は本校CIAは一切の責任を負わず学生本人にあるものとする。(1,000ペソで帰りの送迎もリクエスト可能)

第29条 (退学)

CIAの学生が以下に列挙した各項のいずれかに該当する場合には、本学CIAは退学を指示することができる。

- 罰点(警告)処分を受け、院長が退室措置が必要であると認めた場合
- 本学CIAのガードに金品を渡す行為:いかなる理由であっても、金品を提供した場合(または賄賂とみなされるもの)
- 本学CIAの許可なしに部外者や卒業生を出入りさせた場合
- 泥酔状態で他の学生に迷惑行為を及ぼしたり、CIAスタッフや学生との争いや喧嘩、学校の器物を破損した場合
- 規定に違反し、本学CIA職員やガードの指示に従わずに反抗・妨害する行動、暴言や暴行などがあった場合
- 寮の部屋や教室を含む学校内で異性間の不謹慎な行動をした場合
- 寮で備え付け以外の電熱器具、調理器具を利用して調理したり、火災が起こり得る行動をした場合
- 自分のお部屋以外の出入り
- 法律に触れる行為